

津山市加茂町文化センター
指定管理者募集要項

令和2年6月
津山市

地方公共団体が設置する公の施設の管理については、平成15年6月に地方自治法の一部改正（同年9月施行）により、効果的・効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に「指定管理者制度」が創設されたところです。

津山市では、公の施設である「津山市加茂町文化センター」（以下「センター」という。）の管理業務についても、設置目的をより効果的に達成するため、平成20年度から指定管理者制度を導入しています。この度、指定期間の更新時期にあたっているため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、津山市加茂町文化センタ一条例（平成19年津山市条例第39号）及び津山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年津山市条例第100号）第2条の規定に基づき、津山市加茂町文化センターの指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 施設の名称

津山市加茂町文化センター

(2) 所在地

津山市加茂町塔中113番地6

(3) 施設の設置目的、役割等

地域住民の文化と福祉の向上に寄与するため、生涯学習の拠点として設置

(4) 開館日

平成9年3月

(5) 敷地面積

3,138.00 m²

(6) 建築面積

1,835.00 m²（うち加茂町図書館面積285.90 m²）

(7) 延床面積

2,618.00 m²（うち加茂町図書館面積285.90 m²）

(8) 施設概要

構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造

ホール（501席 固定席）、母子室6席、会議室1、会議室2、視聴覚室、和室1、和室2

加茂町図書館との共用部分 廊下、便所

※「エスペリア」として同一建物内にある「加茂町図書館」の管理は除きます。（別添資料参照）

2 センターの管理運営に関する基本的な運営方針

指定管理者は、センターが地域住民の文化芸術活動などの創造的活動とその発表、及び優秀な芸術作品の鑑賞の機会を提供することを通じて、生涯学習活動及び芸術文化活動の振興に資すること、及び当該施設の使用を通じて地域住民の社会参加を促し、地域住民の福祉の増進が図られることを主な目的として設置された施設であることを理解し、以下の各号に掲げる点に留意して管理運営を行ってください。

- (1) センターが常に市民をはじめとした使用者が使用しやすい施設であるよう、施設や設備の状況、使用者への対応などに常に注意を払い、サービスの向上に努める

こと。

- (2) 事故や犯罪の防止、情報の保護など、あらゆる面で使用者の安全性が確保できるよう務めること。
- (3) 指定管理者は、頭書の目的達成のため、市民の創造的活動やその発表を援助する事業、優秀な芸術作品の鑑賞の機会を提供するための事業などを企画・立案し、実施すること。
- (4) 効果的かつ効率的な管理運営に努め、頭書の目的が達成されるよう取り計らうとともに、経費の削減にも努めること。

3 指定管理者が行う管理業務の基準

別紙「仕様書」のとおり

4 指定管理者が行う業務等

- (1) センターの施設又は設備の利用の許可に関する業務
- (2) センターの維持管理に関する業務
- (3) センターの利用に関する料金の徴収に関する業務
- (4) センターの設置目的を発揮するための事業に関する業務
- (5) センターの利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- (6) 前項各号に掲げるもののほか、センターの運営に関する事務のうち、市長が行うことができる権限に関する事務を除く業務
- (7) その他別紙「仕様書」に定めるとおり

※1 包括的再委託の禁止

指定管理者が行う管理業務全般を一括して、他のものに再委託することはできませんが、一部の業務については、市との協議の上、専門の事業者へ委託することができます。

5 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 指定管理者の経費負担

センターは、加茂町図書館と合棟になっているため、光熱水費、燃料費、消防施設点検、冷暖房保守点検の経費については、建物全体の経費として、指定管理者が負担してください。

7 管理に要する経費

センターの管理に要する経費は、利用料金及び自主事業の収入、並びに市が支払う指定管理料によって賄うこととします。

このうち、指定期間中に市が支払う指定管理料の額は、次に定める基準価格の範囲内で、応募団体から提案を求めます。

なお、市からの指定管理料の支払方法については、市と指定管理者が協議し、双方

で締結する協定書で定めます。

基準価格 43,800千円（消費税及び地方消費税を含む）

（令和3年度： 14,600千円）

（令和4年度： 14,600千円）

（令和5年度： 14,600千円）

※1 基準価格を超える提案があった場合には失格となりますので、ご注意ください。

※2 管理に要する費用が管理料等の総収入を上回った場合も、市が特別な事情があると認めない限り、補填は行いませんのでご留意願います。

8 保険への加入

施設等に対する保険については、市が「建物総合損害共済」（全国市有物件災害共済会）及び「市民総合賠償補償保険」（全国市長会）に加入しています。

その他施設管理運営上必要な保険については、指定管理者が加入してください。

9 応募資格

次のすべてに該当する法人その他の団体に応募資格があります。

- (1) 応募時点において、岡山県内に事務所、事業所等を有している者
- (2) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと
- (3) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと
- (4) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと
- (5) 団体又はその代表者が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関から認定された日から2年を経過しないものでないこと
- (6) 団体又はその代表者が、所得税又は法人税、消費税及び市税等を滞納していないこと。また、正当な理由なくこれらの税に係る申告を行っていない者又は正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない者でないこと
- (7) 次に掲げる団体でないこと
 - ① 暴力団（津山市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - ② 代表者又は役員が暴力団員等（津山市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）である団体
 - ③ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与している団体
 - ④ 暴力団員（津山市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）であることを知りながら、その者を雇用・使用している団体
 - ⑤ 代表者又は役員が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している団体
- (8) 現地説明会に参加している者
- (9) 参加表明書を提出している者

※ 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について留意してください。

- ① 代表団体を選出し、津山市とのやり取りについては、代表団体が行うこと
- ② 申請書の記名押印等については、グループ構成員全員が行うこと
- ③ 「10 提出書類(4)～(9)」については、グループ構成員それぞれについて提出すること
- ④ 申請については、一申請者につき一提案に限ります。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり、又は単独で申請することはできません。
- ⑤ 代表団体は、(1)～(7)のすべての要件を満たしていることが必要ですが、その他の構成員については、(1)の要件を満たしていない場合でも、グループとしての応募資格を有するものとします
- ※ (8)(9)については、グループとして要件を満たす必要があります

10 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を市に提出していただきます。

なお、市が必要と認める場合は、追加資料を求めることがあります。

- | | |
|--|------------|
| (1) 指定管理者指定申請書・・・・・・・・様式第1号 | 正本1部、副本12部 |
| (2) 事業計画書・・・・・・・・・・・・・・・・様式第2号 | 正本1部、副本12部 |
| (3) 収支予算書・・・・・・・・・・・・・・・・様式第3号 | 正本1部、副本12部 |
| (4) 欠格事由に該当しない申立書・・様式第4号 | 正本1部、副本不要 |
| (5) 申請者の概要、沿革 | 正本1部、副本12部 |
| (6) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類 | 正本1部、副本12部 |
| (7) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本 | 正本1部、副本不要 |
| (8) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類 | 正本1部、副本12部 |
| (9) 納税証明書等 | 正本1部、副本不要 |
| (10) その他 | |
| ① グループで申請する場合は、グループの構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類） | 正本1部、副本不要 |
| ② その他市長が必要と認める書類 | 正本1部、副本不要 |

11 質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和2年7月6日（月）～7月13日（月）の午前8時30分から午後5時まで（市役所閉庁日を除く。）
- (2) 受付方法 様式第6号により文書にて、持参されるかFAX又は電子メールで次の「14 申請書類の提出(1)」へ提出してください。
電話等口頭では一切受け付けません。
- (3) 回 答 受付期間終了後、7月14日（火）までに回答します。

12 現地説明会の実施

現地説明会を次により開催します。なお、参加者は1団体につき2名までとします。

※ 現地説明会への参加は、指定管理者申請時の応募資格要件となっています。

- (1) 開催日時 令和2年7月6日(月) 午前10時から
- (2) 開催場所 津山市加茂町文化センター
- (3) 参加申込 現地説明会参加申込書(様式第5号)に必要事項を記入の上、郵送、FAX、又は電子メールで、令和2年7月3日(金)午後5時まで
に申し込んでください。郵送の場合も午後5時までに必着です。な
お、電話等口頭では受け付けません。
- (4) 申込先 「14 申請書類の提出(1)」の提出先と同じ

13 参加表明書の提出

公募に参加する意思がある団体等は、参加表明書(様式第5号の1)を持参される
かFAX又は電子メールで提出してください。

※ 参加表明書の提出は、指定管理者申請時の応募資格要件となっています。

- (1) 参加表明書の提出先 「14 申請書類の提出(1)」の提出先と同じ
- (2) 参加表明書の提出 令和2年7月22日(水)の午後5時までとします。(市
役所閉庁日を除く。)

※ 郵送の場合、最終日の午後5時までに必着のこと。

※ 参加表明書を提出した団体等が応募を辞退する場合には、辞退届を提出してく
ださい。

14 申請書類の提出

- (1) 提出先 津山市産業文化部文化課(東庁舎2階)
〒708-8501 津山市山北520
電話 0868-32-2121(直通番号)
- (2) 提出期間 令和2年6月22日(月)～8月5日(水)までの日の午前8時3
0分から午後5時までとします。(市役所閉庁日を除く。)
※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。
※ FAX又は電子メールでの提出は認めません。
- (3) 提出書類の扱い
 - ① 提出書類はお返しできません。
 - ② 提出された書類は、必要に応じて複写します。(使用は市役所内及び審査委員会
での検討に限ります。)
 - ③ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

15 選定方法

- (1) 指定管理者審査委員会において、各委員が次の審査要領に沿って、それぞれ審査
した評価点の合計が最も高い申請者を審査委員会の選定意見とし、最終的に市にお
いて選定します。

ただし、一定水準以上の評価点（60%以上）を獲得できる申請者がいない場合は、指定管理者の指定を行わないこととします。

(2) 審査基準と配点

審査項目		審査内容	配点
運営経費に関する事項		・ 提案価格	20
申請団体に関する事項		・ 経済的（経営・収支）に安定しているか ・ 同種の施設管理業務の実績はあるか	10
管理運営方針に関する事項	基本的な管理運営に関する事項	・ 当該施設の設置目的、趣旨、管理運営の内容を理解しているか ・ 施設や設備の維持管理計画は適切であるか	10
	安全対策等に関する事項	・ 日常の警備及び事故防止、防災に関する対策は適切か ・ 緊急時の連絡体制、役割分担等の取り決めは適切か	10
	個人情報等に関する事項	・ 個人情報の保護に関する制度を理解し、体制を整備しているか	5
事業実施に関する事項	事業推進及びサービス充実に関する事項	・ 利用者等の要望、意見等を迅速に反映させる方策がとられているか ・ 事業計画の内容が具体的・現実的であり、かつ、創意工夫が見られるか ・ 施設の利用を促進させる方策（宣伝・広報等）がとられているか	15
	収支計画等に関する事項	・ 収支計画は事業計画との整合性が図られており、かつ、実現可能性はあるか	5
サービス提供体制に関する事項	運営体制に関する事項	・ 適切な人員や有資格者を配置しているか	5
	利用者への対応に関する事項	・ 平等な利用の確保のための方策は十分か	5
その他施設固有の性質等による審査項目に関する事項		・ 地域経済への配慮（市内事業者、継続雇用、地域雇用等） ・ 地域や関係団体との連携（交流、協力等）に対し、積極的に具体的な方策があるか ・ 文化芸術に関する情報の収集・提供や創造・発信への対応が適切か	15
合 計			100

16 再公募について

次に該当する場合は、再公募を行います。

- (1) 現地説明会に事業者の参加がない場合
- (2) 事業者から公募に関する参加表明書の提出がない場合（提出後、辞退した場合を含む。）
- (3) 指定管理候補者の選定にあたり、一定水準（60%）以上の評価点を得た事業者がない場合

17 申請に要する経費

申請に要する経費等は、すべて申請者の負担とします。

18 無効又は失格

本要項中に記載しているほか、以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) その他、審査委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

19 審査委員会

令和2年8月下旬に実施します。

申請者である法人その他の団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。

時間、場所については後日連絡します。

※ プレゼンテーションには、法人等を代表して説明や意見を述べられる方、質問に答えられる方が参加すること。人数は3名以内とします。

なお、申請書等提出書類以外のプレゼンテーションで使用する配布資料及び機器等は、申請者が用意すること。

20 選定結果等の公表

応募状況については、申請した団体の名称については公表します。

選定結果については、各申請者に文書で通知するとともに、市のホームページ上で指定管理候補者だけでなくすべての事業者の合計点と項目ごとの点数について公表します。

21 指定管理者の決定

- (1) 指定管理者として選定された後、市と指定管理者との間で協定を締結します。
- (2) 指定管理者は令和2年12月津山市議会の議決を経て指定されます。

22 留意事項

- (1) 指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が**9 応募資格**に掲げる要件を欠くことになったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定を締結しない又は協定を解除し、指定管理者の指定を行わないことがあります。
- (2) 指定管理者の指定後に、指定管理者が**9 応募資格**に掲げる要件を欠くことになったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

23 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 受付期間 | 令和2年6月22日（月）～8月5日（水） |
| (2) 現地説明会申込期限 | 令和2年7月3日（金）午後5時まで |
| (3) 現地説明会 | 令和2年7月6日（月）午前10時～ |
| (4) 質問の受付 | 令和2年7月6日（月）～令和2年7月13日（月） |
| (5) 質問の回答期限 | 令和2年7月14日（火） |
| (6) 参加表明書の提出 | 令和2年7月22日（水）午後5時まで |
| (7) 審査委員会 | 令和2年8月下旬 |
| (8) ヒアリング | 審査委員会に併せて実施 |
| (9) 選定結果の通知 | 令和2年10月上旬 |
| (10) 協定の締結 | 令和2年10月中旬 |

24 添付資料・様式

- (1) 津山市加茂町文化センター指定管理者仕様書
- (2) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (3) 事業計画書（様式第2号）
- (4) 収支予算書（様式第3号）
- (5) 欠格事由に該当しない申立書（様式第4号）
- (6) 現地説明会参加申込書（様式第5号）
- (7) 参加表明書（様式第5号の1）
- (8) 質問書（様式第6号）
- (9) 津山市加茂町文化センター条例、津山市加茂町文化センター条例施行規則
- (10) 津山市加入保険概要説明資料

【問い合わせ先】

津山市産業文化部文化課
〒708-8501 津山市山北 520（東庁舎 2 階）
Tel : 0868-32-2121 Fax : 0868-32-2154
E-mail : bunka@city.tsuyama.lg.jp